

栃木県環境基本計画・栃木県気候変動対策推進計画・栃木県資源循環推進計画の統合について

令和 7 (2025) 年 8 月 1 日 環境森林部環境森林政策課
気候変動対策課
資源循環推進課

概 要

- 栃木県環境基本計画・栃木県気候変動対策推進計画については令和 6 (2024) 年度第 1 回環境審議会において、栃木県資源循環推進計画については令和 6 (2024) 年度第 2 回環境審議会においてそれぞれ諮問したところです。
- カーボンニュートラル（脱炭素化）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）等といった個別分野の環境政策を統合的に実施することで、効率的な社会課題の解決などの相乗効果の発揮が期待できることから、今般、3 つの計画を栃木県環境総合計画（仮称）として統合し、検討を進めていくこととします。
- 気候変動部会及び資源循環推進部会においては、引き続き計画に記載すべき内容について審議し、その審議内容を踏まえた計画案を環境審議会で審議します。
- 上記を踏まえた、今後の審議会・部会等の開催予定は以下のとおりです。

令和 7 (2025) 年 9 月	第 2 回気候変動部会(第 1 回は令和 7 (2025) 年 2 月に開催)
	第 2 回資源循環推進部会(第 1 回は令和 7 (2025) 年 6 月に開催)
	環境審議会【骨子案を審議】
10 月	第 3 回気候変動部会（予定）
11 月	第 3 回資源循環推進部会（予定）
	環境審議会【素案を審議】
12 月	パブリックコメントの実施
令和 8 (2026) 年 1 月	第 4 回資源循環推進部会（予定）
令和 8 (2026) 年 2 月	第 4 回気候変動部会（予定）
	県環境審議会【最終案を審議し、答申】
3 月	計画の決定・公表

【参考】次期栃木県環境基本計画の概要〔令和7(2025)年8月1日現在〕

1 計画策定の趣旨・位置付け等

- ・「栃木県環境基本計画」は、県環境基本条例第10条に基づく県の環境保全に関する基本的かつ総合的な計画
- ・「栃木県気候変動対策推進計画」は、地球温暖化対策推進法第21条第1項の規定による地方公共団体実行計画であり、気候変動適応法第12条の規定による地域気候変動適応計画
- ・「栃木県資源循環推進計画」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5第1項の規定による都道府県廃棄物処理計画

2 計画期間

おおむね10年後を展望した上で、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5か年間

3 次期計画の将来像(案) (令和17(2035)年度における本県のイメージ)

自然と共生し、脱炭素と資源循環による「持続可能な環境立県とちぎ」

「3 次期計画の将来像(案)」及び「4 基本目標・施策体系(案)」については、次回の環境審議会において詳細を説明し、審議します。

4 基本目標・施策体系(案)

基本目標① カーボンニュートラル(脱炭素化)の推進と気候変動への適応を目指す「とちぎ」

施策項目① 2050年カーボンニュートラル実現に向けた緩和策の推進

施策項目② 県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる適応策の推進

気候変動部会において審議した内容を盛り込みます

基本目標② サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を推進する「とちぎ」

(施策項目等については検討中)

資源循環推進部会において審議した内容を盛り込みます

基本目標③ 人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ(自然再興)を推進する「とちぎ」

(施策項目等については検討中)

[共通的・基盤的施策の展開]

地域の環境の保全(水・大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止、土壌汚染対策及び地盤沈下防止対策の推進) 等

(施策項目等については検討中)